

貝塚市市制施行80周年記念
かいづか伝統文化継承事業
グッズ制作等支援補助金 募集要項



受付期間

令和5年2月3日（金）～ 令和5年3月10日（金）

令和5年2月

貝塚市市制施行80周年記念事業実行委員会

— 目次 —

	ページ
1 はじめに	1
2 事業概要	1
3 対象となる伝統文化	1
4 申請者の資格	1
5 対象事業	1
6 対象となるグッズ等	2
7 補助金額	2
8 対象となる経費	2
9 申請手続等	3
1 0 審査方法等	3
1 1 補助金の概算払・前金払	3
1 2 事業の実施と留意事項	4
1 3 事業完了後の手続	4
1 4 補助金の交付決定の取消と返還	5
1 5 事業スケジュール	5

1. はじめに

貝塚市は、昭和 18（1943）年 5 月 1 日、大阪府内 9 番目の市として誕生しました。そして、令和 5（2023）年に市制施行 80 周年を迎えます。

貝塚市市制施行 80 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、市制施行 80 周年を、20 年後の 100 周年、さらにその先の未来も見据えた大きな節目と捉え、貝塚市ならではの伝統・文化・風習を未来に繋ぐことを目的に、地域の伝統文化を守り、伝え、育てていこうとする継承事業を支援します。

2. 事業概要

貝塚市で古くから人と地域が強く結びついて連綿と伝えられてきた地域の伝統文化を周知・啓発し、継承に資するグッズの制作費等を補助します。

3. 対象となる伝統文化

貝塚市で古くから人と地域が強く結びついて伝えられてきた地域の伝統文化を対象とします。

【伝統文化の例】

だんじり祭り、太鼓台祭り、脇浜戎、三夜音頭、東盆踊り、千本搦き、三ツ松明土行念仏（チャンチャンヒキ） など

4. 申請者の資格

申請者は、貝塚市で古くから人と地域が強く結びついて伝えられてきた地域の伝統文化を実施する団体です。個人での申請はできません。

なお、申請は 1 団体につき 1 件に限ります。また、複数の団体で実施する場合、主催する団体に限ります。

5. 対象事業

補助の対象となる事業は、以下の（1）～（3）の項目をすべて満たす事業です。

- （1）上記「3. 対象となる伝統文化」の継承を目的として、当該伝統文化を市内外に広く周知・啓発するためのグッズ等を制作する事業
- （2）令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までにグッズ等の制作、納品及び支払が完了する事業
- （3）申請者自らが企画し、実施する事業

※ 以下の事業は補助の対象になりません。

- ① 営利を主たる目的とする事業
- ② 政治的活動として行われる事業
- ③ 特定の事業の反対運動を目的とする事業
- ④ 国、府、市等から別の補助金を受けて実施する事業

6. 対象となるグッズ等

補助の対象となるグッズ等は、以下の（１）～（３）の項目をすべて満たす物品等です。

- （１） 広く人々の目に触れ、伝統文化の啓発効果が認められるもの
- （２） 営利のための販売を目的としないもの
- （３） 貝塚市市制施行 80 周年記念ロゴマークがデザインされたもの（貝塚市市制施行 80 周年記念ロゴマーク運用マニュアルの規定に準じたデザインとします）

【グッズ等の例】

チラシ、ポスター、タオル、はちまき、うちわ など

7. 補助金額

補助金額は、以下のとおりとします。

- （１） 1 件の申請につき、補助対象経費のうち 10 万円を上限とし、全額補助します。
- （２） 1,000 円未満の端数は切り捨てとなります。
- （３） 補助金の交付は予算の範囲内とします。補助件数（採択予定数）は、30 件を上限としますが、各団体の補助金の交付希望額により変更する可能性があります。

※ 補助金の交付は原則、事業完了後ですが、交付決定額の一部又は全部を事業実施前に受け取ることが可能です。詳しくは「11. 補助金の概算払・前金払」をご覧ください。

8. 対象となる経費

補助金の対象となる経費は、対象事業を実施するためのグッズの制作等に係る経費で、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に支出される経費です。

※ 領収書等が発行されるものに限り。

対象となる経費	
グッズ購入費	グッズの仕入れに係る費用
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成代
広告料	新聞、雑誌、テレビ等への広告料等
委託料	グッズ制作委託料等
その他	その他実行委員会委員長が必要と認める経費

対象とならない経費
・ 銀行等への振込に係る手数料
・ 国や地方公共団体等から同一事業に係る補助を受けている経費
・ 領収書等のない、使途不明なもの
・ その他社会通念上必要と認められない経費

9. 申請手続等

(1) 提出書類

申請の際は、実行委員会に以下の書類を提出してください。なお、申請は1団体につき1件に限ります。

- ① かいづか伝統文化継承事業グッズ制作等支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 団体等概要書（様式第3号）
- ④ 補助事業に要する経費の見積書
- ⑤ 補助対象グッズ等のデザイン案
- ⑥ 規則、会則又は定款等の写し
- ⑦ その他実行委員会委員長が必要と認める書類

(2) 申請受付期間

令和5年2月3日（金）から令和5年3月10日（金）まで ※必着

(3) 提出方法及び提出先

(ア) メール：seisaku@city.kaizuka.lg.jp

(イ) 郵送：〒597-8585 貝塚市島中1丁目17番1号 貝塚市役所 政策推進課

(ウ) 持参：貝塚市役所 政策推進課（市役所2階）

※平日9時00分から17時00分までの間にお持ちください。

※ 感染症拡大防止のため、できる限りメール又は郵送でご提出ください。

10. 審査方法等

(1) 審査機関

実行委員会において、審査を行います。ただし、申請件数が多数の場合は、実行委員会事務局において、事前審査を行います。

(2) 審査方法

提出書類による書類審査となります。ただし、必要に応じて、申請団体からの聞き取りを行うことがあります。

(3) 交付・不交付の決定

審査の結果、補助金を交付することが適当であると認められた場合は、補助金の交付を決定し、その旨を通知します。

審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認められる場合は、補助金を交付しないことを決定し、その旨を通知します。

11. 補助金の概算払・前金払

原則として、補助金の支払いは事業実施完了後となります。前もって補助金の一部又は全部の支払いを受けなければ事業の実施が困難な場合、概算払いとして受け取ることができます。その場合は、補助金交付決定通知書の写しを添付の上、「かいづか伝統文化継承事業グッズ制作等支援補助金交付（概算払・前金払）請求書（様式第15号）」を提出してください。

12. 事業の実施と留意事項

(1) 成果物（制作グッズ等）の提出

本事業の成果物（制作グッズ等）のサンプル等について、実行委員会事務局（貝塚市役所都市政策部政策推進課）まで提出してください。サンプル等を提出することが困難な場合、写真等のデータを提出してください。提出していただいたサンプル等は、貝塚市のホームページやSNS等で公表させていただきます。

(2) 事業実施にあたっての留意事項

- ・補助金は、申請した事業の目的以外に使用することはできません。
- ・提出された書類に虚偽の記載があるなど、不正な行為があった場合は、補助金の交付を取り消すことがあります。
- ・交付決定後、事業内容を変更又は中止する場合は、あらかじめ変更手続きが必要ですので、速やかに実行委員会事務局（電話：072-433-7295）まで、ご連絡ください。事前に連絡なく、事業を変更又は中止した場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

13. 事業完了後の手続

補助対象事業が完了したときは、事業実施完了から30日以内に、以下のとおり書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ① かいづか伝統文化継承事業グッズ制作等支援補助金実績報告書（様式第10号）
- ② 事業収支決算書（様式第11号）
- ③ その他実行委員会委員長が必要と認める書類

※ 事業に係る経費についての領収書等の提出を求める場合があります。

(2) 提出方法及び提出先

(ア) メール：seisaku@city.kaizuka.lg.jp

(イ) 郵送：〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17番1号 貝塚市役所 政策推進課

(ウ) 持参：貝塚市役所 政策推進課（市役所2階）

※平日9時00分から17時00分までの間にお持ちください。

※ 感染症拡大防止のため、できる限りメール又は郵送でご提出ください。

(3) 補助金額の確定

- ① 提出された実績報告に関する書類を基に、事業が適正に行われたか、対象経費の不適切な支出がないかなどを審査し、補助金額を確定します。
- ② 審査の結果は文書により郵送で通知します。
- ③ 補助金額の確定通知を受けた後、「かいづか伝統文化継承事業グッズ制作等支援補助金交付請求書（様式第14号）」を提出してください。後日、未交付額のうち請求のあった金額を、団体の口座に振り込みます。

14. 補助金の交付決定の取消と返還

交付決定後に、以下のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消します。また、既に交付済みの補助金がある場合は、返還していただきます。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金をその交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 必要な届出や報告を行わなかったとき、又は虚偽の届出や報告をしたとき。
- (4) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止又は廃止したとき。
- (5) 交付した補助金に剰余金が生じたとき。
- (6) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (7) 実行委員会委員長の指示に従わないとき。
- (8) その他関係法令及び本募集要項に違反したとき。

15. 事業スケジュール

項目	期間	備考
① 申請受付 ＜団体⇒実行委員会＞	令和5年2月3日 ～令和5年3月10日	申請書類を実行委員会事務局に提出してください。(締切日必着)
② 審査及び補助金交付決定 ＜実行委員会⇒団体＞	令和5年3月末～4月頃(予定)	実行委員会において審査した結果を団体に通知します。なお、令和5年4月1日以降の支払いのみが対象です。
(概算払請求) ＜団体⇒実行委員会＞	事業実施前	補助金の一部又は全部を請求できません。※「11. 補助金の概算払・前金払」参照
③ 事業実施 ＜団体＞	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	期間内に事業実施(グッズ等の制作、納品、支払等)を完了してください。
④ 実績報告 ＜団体⇒実行委員会＞	事業実施完了後、30日以内	「実績報告書」他関係資料を提出してください。
⑤ 審査・交付額の確定 ＜実行委員会⇒団体＞	実績報告の審査終了後	交付額を確定し、団体に通知します。
⑥ 補助金の請求 ＜団体⇒実行委員会＞	「確定通知書」を受け取った後	請求書を実行委員会に送付してください。
⑦ 補助金の交付 ＜実行委員会⇒団体＞	請求があった団体から随時	指定した口座へ補助金を振り込みます。

※ 貝塚市市制施行80周年記念かいつか伝統文化継承事業グッズ等制作支援補助金の募集は、令和5年度予算の成立を前提としており、予算が成立しなかった場合は実施しませんのでご了承ください。

※ 本事業に係る書類(領収書等)は、事業完了後、5年間保管してください。

【問合せ先】

貝塚市市制施行80周年記念事業実行委員会事務局(貝塚市役所政策推進課内)
住所: 〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17番1号(市役所2階)
Tel: 072-433-7295(直通) Mail: seisaku@city.kaizuka.lg.jp